

平成 28 年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率

審 査 意 見 書

稲 沢 市 監 査 委 員

29 稲 監 第 29 号

平成 29 年 8 月 14 日

稲 沢 市 長 加 藤 錠 司 郎 様

稲 沢 市 監 査 委 員 小 島 通
同 苗 村 眞
同 吉 川 隆 之

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比
率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条
第 1 項の規定により審査に付された、平成 28 年度決算に基づく健全化判
断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書
類を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第 1 審査の対象

- (1) 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率
- (2) 平成 28 年度決算に基づく資金不足比率
 - ① 稲沢市病院事業会計資金不足比率
 - ② 稲沢市水道事業会計資金不足比率
 - ③ 稲沢市公共下水道事業会計資金不足比率
 - ④ 稲沢市農業集落排水事業特別会計資金不足比率
 - ⑤ 尾張都市計画事業稲沢西土地区画整理事業特別会計資金不足比率
 - ⑥ 尾張都市計画事業下津陸田土地区画整理事業特別会計資金不足比率

第 2 審査の期間

平成 29 年 7 月 10 日から平成 29 年 8 月 7 日まで

第 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる内容を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、これらの書類が本年度の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、主管課等から提出された資料と照合するとともに、併せて関係職員からの説明を聴取したうえで審査を実施した。

第 4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる内容を審査した結果、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示していると認めた。

健全化判断比率審査意見

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率）

ア 基準

早期健全化基準	11.87 %
財政再生基準	20.00 %

※（平成27年度11.88 %）

イ 指標

区 分	平成28年度
実質赤字比率	—

ウ 指標の算出方法

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

$$\text{実質赤字の額} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

エ 判断

一般会計等実質収支額は、2,059,510千円の黒字であるので、実質赤字比率には該当しない。

(2) 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率）

ア 基準

早期健全化基準	16.87 %
財政再生基準	30.00 %

※（平成27年度16.88 %）

イ 指標

区 分	平成28年度
連結実質赤字比率	—

ウ 指標の算出方法

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

エ 判断

連結実質収支額は、9,361,793千円の黒字であるので、連結実質赤字比率には該当しない。

(3) **実質公債費比率**（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均）

ア 基準

早期健全化基準	25.0 %
財政再生基準	35.0 %

イ 指標

区 分	平成 28 年度	
実質公債費比率	3.0 %	※（平成 27 年度 3.9 %）

ウ 指標の算出方法（3か年平均）

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

エ 判断

実質公債費比率は、3.0%で、早期健全化基準の 25.0%を下回っており、健全な状況にある。

(4) **将来負担比率**（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

ア 基準

早期健全化基準	350.0 %
---------	---------

イ 指標

区 分	平成 28 年度	
将来負担比率	7.2 %	※（平成 27 年度 15.8 %）

ウ 指標の算出方法

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

エ 判断

将来負担比率は、7.2%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っており、健全な状況にある。

2 意見

本市の一般会計等における健全化判断比率は、前記のとおりで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれの項目においても、早期健全化基準に触れることなく、良好な状況にあると認めた。

資金不足比率審査意見

1 資金不足比率（公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率）

ア 基準

経営健全化基準	20.0 %
---------	--------

イ 指標

区 分	会 計 名	平成 28 年度
資金不足比率	病 院 事 業 会 計	—
	水 道 事 業 会 計	—
	公 共 下 水 道 事 業 会 計	—
	農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—
	尾 張 都 市 計 画 事 業 稲 沢 西 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計	—
	尾 張 都 市 計 画 事 業 下 津 陸 田 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計	—

ウ 指標の算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

《資金の不足額、剰余額》

法適用企業＝（（流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－控除引当金等－PFI建設事業費等）＋算入地方債の現在高－（流動資産－控除財源－控除額＋貸倒引当金））－解消可能資金不足額

法非適用企業＝（歳出総額＋算入地方債の現在高－支払繰延額・事業繰越額を除く歳入総額－土地収入見込額）－解消可能資金不足額

《事業の規模》

法適用企業＝営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

エ 判断

本市の公営企業における、資金不足比率は前記のとおりで、これらの会計における資金不足額はないので、資金不足比率にはいずれも該当しない。

2 意見

本市の公営企業における経営の現況は、いずれの会計においても、資金不足額が発生しておらず、良好な状況にあると認めた。